



公告

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

令和8年3月26日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県自治体情報セキュリティクラウド調達業務 一式

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約締結日から令和14年6月30日まで

(4) 入札方法

ア 価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（総合評価一般競争入札）により行います。

イ 入札者は、入札説明書に定める技術提案書及び入札書を提出してください。

ウ 入札書に記載する金額は、価格の総額とします。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の「その他の契約」の等級がAに区分されている者であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 過去5年間に国又は地方公共団体において情報ネットワークシステムの構築運用を誠実に履行した実績を有していること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)の等級に該当していなければ、入札に参加することができません。

(1) 申請の方法

入札参加資格は電子申請にて受け付けています。次のアドレスをご参照ください。

https://www.ppi.e-nagano.lg.jp/PPIPublish/portal_accepter/015_link.html

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問合せ先

長野市大字南長野字幅下692番地2（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県会計局契約・検査課用品調達係

電話 026(235)7079

4 入札説明書等の交付場所、契約条項等を示す場所及び問合せ先

長野市大字南長野字幅下692番地2（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県企画振興部DX推進課デジタルインフラ整備室

電話 026(235)7071

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 技術提案書及び入札書の提出期限及び提出場所

ア 提出期限 令和8年5月22日(金) 午後5時

郵送により技術提案書及び入札書を提出する場合は、書留郵便に限るものとし、5月22日(金)午後5時必着とします。

イ 提出場所 4の場所

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和8年4月16日(木)午後5時までに4の場所に提出してください。この場合において、必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において、説明してください。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

別記「長野県自治体情報セキュリティクラウド調達業務落札者決定基準」によります。

6 その他

詳細は、入札説明書によります。

7 Summary

(1) Nature of services to be procured:

Procurement services for the Nagano Prefecture Local Government Information Security Cloud

(2) Contract duration:

From the contract date to June 30, 2032

(3) Contact information:

Nagano Prefectural Government, Planning and Development Department,
Digital Transformation Promotion Division, Digital Infrastructure Development Office
692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City
Nagano 380-8570 Japan
Tel: +81-26-235-7071 (Japanese only)

(4) Deadline and submission location for technical proposals and bids:

Deadline: Friday, May 22, 2026, 5:00 p.m. (JST)

If technical proposals and bids are submitted by mail, they must be sent by registered mail only and must arrive no later than 5:00 p.m. (JST) on Friday, May 22.

Location/ mailing address: Nagano Prefectural Government
Planning and Development Department
Digital Transformation Promotion Division
Digital Infrastructure Development Office
380-8570 (Exclusive postal code for Nagano Prefectural Office)
Japan

別記

長野県自治体情報セキュリティクラウド調達業務落札者決定基準

1 目的

この基準は、長野県自治体情報セキュリティクラウド調達業務の総合評価一般競争入札に係る申し込みをした者のうち、入札価格及び入札価格以外の条件が最も有利なものを決定するため、必要な事項を定めるものとします。

2 落札者の決定方法

(1) 落札候補者の決定方法

ア 予定価格制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者について、技術提案の内容、入札価格等の評価を行います。

イ 落札候補者は、入札価格に関する評価点(以下「価格点」という。)と入札価格以外の条件に関する評価点(以下「価格以外の評価点」という。)の合計(以下「総合評価点」という。)が最も高いものとします。

(2) (1)において、総合評価点の最も高い者が2者以上ある場合は、技術評価点の高い者を落札候補者とし、技術評価点も同点のと

きには、これらの者にくじを引かせて落札候補者を決定する。この場合において、これらの者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代えて、入札執行事務に関係ない職員にくじを引かせ決定するものとします。

(3) 地方自治法施行令第167条の10の2第5項により、学識経験者への意見聴取が必要とされている場合は、学識経験者の意見を聴いた上で落札者を決定する。

3 総合評価の配分

満点は3,200点とし、各評価点の内訳は次のとおりとします。

- (1) 価格評価点 800点
- (2) 価格以外の評価点 2,400点

4 その他

総合評価点の算定方法等詳細は、4の場所で入手できます。

DX推進課デジタルインフラ整備室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和8年3月26日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

諏訪ステーションパーク1
諏訪市沖田町13-6ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社OPA
千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

| 名称 | 代表者氏名 | 住所 |
|---------|-------|--------------------|
| 株式会社OPA | 渡邊 祐子 | 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1 |

(変更後)

| 名称 | 代表者氏名 | 住所 |
|---------|-------|--------------------|
| 株式会社OPA | 小野 大輔 | 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1 |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

| 名称 | 代表者氏名 | 住所 |
|-------------------|-------|------------------------|
| 株式会社ライトオン | 藤原 祐介 | 茨城県つくば市小野崎260-1 |
| 株式会社モンベル | 辰野 勇 | 大阪府大阪市西区新町二丁目2番2号 |
| 株式会社エディオン | 久保 允誉 | 広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号 |
| 株式会社チヨダ | 町野 雅俊 | 東京都杉並区荻窪四丁目30番16号 |
| 有限会社ボコジャン | 内藤 文禄 | 山梨県中央市成島2338番地3 |
| 株式会社ハニーズホールイディングス | 江尻 英介 | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1 |
| 有限会社ビースタイル | 成瀬 友和 | 諏訪郡富士見町落合9984番地 |

(変更後)

| 名称 | 代表者氏名 | 住所 |
|-----------|-------|----------------------|
| 株式会社モンベル | 辰野 勇 | 大阪府大阪市西区新町二丁目2番2号 |
| 株式会社エディオン | 久保 允誉 | 広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号 |
| 株式会社好日山荘 | 松本 良一 | 兵庫県神戸市中央区浜辺通二丁目1番30号 |
| 株式会社チョダ | 町野 雅俊 | 東京都杉並区荻窪四丁目30番16号 |
| 有限会社ボコジャン | 内藤 文禄 | 山梨県中央市成島2338番地3 |

4 変更した年月日

令和7年2月24日ほか

5 届出年月日

令和7年12月25日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は諏訪地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和8年3月26日から令和8年7月27日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和8年3月26日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

諏訪ステーションパーク1

諏訪市沖田町13-6ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社OPA

千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1

3 変更しようとする事項

(1) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

| | 位置 | 面積 (㎡) |
|---|-----------------------------|--------|
| 1 | 図面番号-3 建物配置図(変更前) 荷さばき施設(1) | 141 |
| 2 | 図面番号-3 建物配置図(変更前) 荷さばき施設(2) | 35 |
| 3 | 図面番号-3 建物配置図(変更前) 荷さばき施設(3) | 107 |
| 4 | 図面番号-3 建物配置図(変更前) 荷さばき施設(4) | 78 |
| 5 | 図面番号-3 建物配置図(変更前) 荷さばき施設(5) | 65 |
| 6 | 図面番号-3 建物配置図(変更前) 荷さばき施設(6) | 23 |
| 7 | 図面番号-3 建物配置図(変更前) 荷さばき施設(7) | 23 |
| 8 | 図面番号-3 建物配置図(変更前) 荷さばき施設(8) | 19 |

| | | |
|----|------------------------------|-----|
| 9 | 図面番号-3 建物配置図(変更前) 荷さばき施設(9) | 39 |
| 10 | 図面番号-3 建物配置図(変更前) 荷さばき施設(10) | 19 |
| 11 | 図面番号-3 建物配置図(変更前) 荷さばき施設(11) | 9 |
| 12 | 図面番号-3 建物配置図(変更前) 荷さばき施設(12) | 34 |
| 合計 | | 592 |

(変更後)

| | 位置 | 面積 (㎡) |
|----|------------------------------|--------|
| 1 | 図面番号-4 建物配置図(変更後) 荷さばき施設(1) | 141 |
| 2 | 図面番号-4 建物配置図(変更後) 荷さばき施設(2) | 35 |
| 3 | 図面番号-4 建物配置図(変更後) 荷さばき施設(3) | 107 |
| 4 | 図面番号-4 建物配置図(変更後) 荷さばき施設(4) | 78 |
| 5 | 図面番号-4 建物配置図(変更後) 荷さばき施設(5) | 65 |
| 6 | 図面番号-4 建物配置図(変更後) 荷さばき施設(6) | 23 |
| 7 | 図面番号-4 建物配置図(変更後) 荷さばき施設(7) | 31 |
| 8 | 図面番号-4 建物配置図(変更後) 荷さばき施設(8) | 19 |
| 9 | 図面番号-4 建物配置図(変更後) 荷さばき施設(9) | 39 |
| 10 | 図面番号-4 建物配置図(変更後) 荷さばき施設(10) | 19 |
| 11 | 図面番号-4 建物配置図(変更後) 荷さばき施設(11) | 9 |
| 12 | 図面番号-4 建物配置図(変更後) 荷さばき施設(12) | 34 |
| 合計 | | 600 |

(注) 位置は届出書添付の図面のとおりに

(2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

| | 位置 | 容量 (㎡) |
|----|-------------------------------|--------|
| 1 | 図面番号-3 建物配置図(変更前) 廃棄物等保管施設(1) | 16 |
| 2 | 図面番号-3 建物配置図(変更前) 廃棄物等保管施設(2) | 16 |
| 3 | 図面番号-3 建物配置図(変更前) 廃棄物等保管施設(3) | 6 |
| 4 | 図面番号-3 建物配置図(変更前) 廃棄物等保管施設(4) | 1 |
| 5 | 図面番号-3 建物配置図(変更前) 廃棄物等保管施設(5) | 1 |
| 6 | 図面番号-3 建物配置図(変更前) 廃棄物等保管施設(6) | 2 |
| 7 | 図面番号-3 建物配置図(変更前) 廃棄物等保管施設(7) | 2 |
| 8 | 図面番号-3 建物配置図(変更前) 廃棄物等保管施設(8) | 4 |
| 合計 | | 48 |

(変更後)

| | 位置 | 容量 (㎡) |
|---|-------------------------------|--------|
| 1 | 図面番号-4 建物配置図(変更後) 廃棄物等保管施設(1) | 16 |
| 2 | 図面番号-4 建物配置図(変更後) 廃棄物等保管施設(2) | 16 |
| 3 | 図面番号-4 建物配置図(変更後) 廃棄物等保管施設(3) | 6 |
| 4 | 図面番号-4 建物配置図(変更後) 廃棄物等保管施設(4) | 1 |

| | | |
|----|------------------------------|----|
| 5 | 図面番号-4 建物配置図(変更後)廃棄物等保管施設(5) | 1 |
| 6 | 図面番号-4 建物配置図(変更後)廃棄物等保管施設(6) | 2 |
| 7 | 図面番号-4 建物配置図(変更後)廃棄物等保管施設(7) | 2 |
| 8 | 図面番号-4 建物配置図(変更後)廃棄物等保管施設(8) | 4 |
| 合計 | | 48 |

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前)

| | 位置 | 時間帯 |
|----|-----------------------------|---------------|
| 1 | 図面番号-3 建物配置図(変更前)荷さばき施設(1) | 午前10時から午後8時まで |
| 2 | 図面番号-3 建物配置図(変更前)荷さばき施設(2) | |
| 3 | 図面番号-3 建物配置図(変更前)荷さばき施設(3) | 午前10時から午後9時まで |
| 4 | 図面番号-3 建物配置図(変更前)荷さばき施設(4) | 午前10時から午後8時まで |
| 5 | 図面番号-3 建物配置図(変更前)荷さばき施設(5) | |
| 6 | 図面番号-3 建物配置図(変更前)荷さばき施設(6) | |
| 7 | 図面番号-3 建物配置図(変更前)荷さばき施設(7) | 午前10時から午後5時まで |
| 8 | 図面番号-3 建物配置図(変更前)荷さばき施設(8) | 午前11時から午後5時まで |
| 9 | 図面番号-3 建物配置図(変更前)荷さばき施設(9) | |
| 10 | 図面番号-3 建物配置図(変更前)荷さばき施設(10) | |
| 11 | 図面番号-3 建物配置図(変更前)荷さばき施設(11) | |
| 12 | 図面番号-3 建物配置図(変更前)荷さばき施設(12) | 午前10時から午後5時まで |

(変更後)

| | 位置 | 時間帯 |
|----|-----------------------------|---------------|
| 1 | 図面番号-4 建物配置図(変更後)荷さばき施設(1) | 午前10時から午後8時まで |
| 2 | 図面番号-4 建物配置図(変更後)荷さばき施設(2) | |
| 3 | 図面番号-4 建物配置図(変更後)荷さばき施設(3) | 午前10時から午後9時まで |
| 4 | 図面番号-4 建物配置図(変更後)荷さばき施設(4) | 午前10時から午後8時まで |
| 5 | 図面番号-4 建物配置図(変更後)荷さばき施設(5) | |
| 6 | 図面番号-4 建物配置図(変更後)荷さばき施設(6) | |
| 7 | 図面番号-4 建物配置図(変更後)荷さばき施設(7) | 24時間 |
| 8 | 図面番号-4 建物配置図(変更後)荷さばき施設(8) | 午前11時から午後5時まで |
| 9 | 図面番号-4 建物配置図(変更後)荷さばき施設(9) | |
| 10 | 図面番号-4 建物配置図(変更後)荷さばき施設(10) | |
| 11 | 図面番号-4 建物配置図(変更後)荷さばき施設(11) | |
| 12 | 図面番号-4 建物配置図(変更後)荷さばき施設(12) | 午前10時から午後5時まで |

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

- 4 変更する年月日
令和7年12月25日
- 5 届出年月日
令和7年12月25日

- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は諏訪地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和8年3月26日から令和8年7月27日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

木曽郡上松町における県営ひのきの里地区徳原工区第1換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和8年3月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 縦覧に供する書類
県営ひのきの里地区徳原工区第1換地区土地改良事業換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和8年3月27日から令和8年4月23日まで
- 3 縦覧の場所
木曽郡上松町役場

農地整備課

公告

木曽郡上松町における県営ひのきの里地区徳原工区第2換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和8年3月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 縦覧に供する書類
県営ひのきの里地区徳原工区第2換地区土地改良事業換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和8年3月27日から令和8年4月23日まで
- 3 縦覧の場所
木曽郡上松町役場

農地整備課

公告

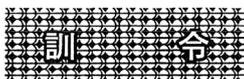
建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定による処分を次のとおり行いました。

令和8年3月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 処分をした年月日
令和8年3月23日
- 2 処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
村井美香
二級建築士 長野第14094号
- 3 処分の内容
業務の停止6月（令和8年4月1日から同年9月30日まで）
- 4 処分の原因となった事実
県内の建築物11物件に係る虚偽の確認済証5件及び検査済証7件を作成し、所属会社で共有した。これにより、同社社員がその写しを対外的に使用することに至らしめた。

建築住宅課



長野県教育委員会訓令第1号

県立高等学校
県立中学校
県立特別支援学校

学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び産業医の嘱託等に関する規程（昭和28年長野県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行します。

令和8年3月26日

長野県教育委員会

別表中「194,000円」を「200,000円」に、「110,000円」を「113,000円」に、「210,000円」を「220,500円」に、「142,800円」を「149,940円」に改める。

保健厚生課